

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)

1. 取組の推進に関する基本的考え方

奈良県では、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。「奈良県農業振興地域整備基本方針(平成22年12月10日策定変更)」において、農業生産の基盤となる農地、農業用水等の資源の保全活動の推進、地域住民の協働による集落機能の維持、農村環境の向上に向けた取組みを推進することとしており、平成19年度から地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、共同活動の困難化に伴い、地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されている。

このような状況に鑑み、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮される取組みに対し多面的機能支払交付金により支援する。

2. 農地維持支払交付金に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領(以下、「要領」という。)別記1-2の活動指針を基礎として、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動を対象活動とする。又、本県特有の資源である「ため池」をはじめとする多様な水源施設の適切な保全管理を促進するため、ため池の安全施設の適正管理など、地域の実態を踏まえた取組を追加する。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動を1以上選択し、毎年度実施するとともに、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定する。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 地域資源の基礎的保全活動

| 区 分 | 活動内容の追加 |
|-------|---|
| 構成項目 | 点検・計画策定 |
| 対象施設等 | ため池(管理道路含む) |
| 活動区分 | 点検 |
| 活動項目 | <input checked="" type="checkbox"/> 点検 |
| 活動内容 | <input type="checkbox"/> 施設の点検 ・活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況を含む)、管理道路の状況(側溝のゴミの投棄状況を含む)、 <u>安全施設の状況</u> を確認すること。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。 |

| | |
|-------|---|
| 活動要件 | — |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 構成項目 | 実践活動 |
| 対象施設等 | ため池（管理道路含む） |
| 活動区分 | ため池 |
| 活動項目 | 15 ため池附帯施設の保守管理 |
| 活動内容 | <input type="checkbox"/> 安全施設の適正管理 <u>・ため池の転落防護柵等の安全施設について、簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。</u> |
| 活動要件 | — |

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番から順に付け加えること。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

| | |
|------|---|
| 区 分 | — |
| 活動区分 | — |
| 活動項目 | — |
| 活動内容 | — |
| 活動要件 | — |

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）

奈良県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

奈良県の農地維持支払交付金の交付単価については、次に掲げる表に定めるとおりとする。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

| 適用 | 地目 | 農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|------|----|-------------------------|-----------|
| 基本単価 | 田 | 3,000円 | 1,500円 |
| | 畑 | 2,000円 | 1,000円 |
| | 草地 | 250円 | 125円 |

③ 加算単価

事業計画に定める活動期間中に、対象組織において新たに小規模集落（農村振興局長が別に定める基準を満たす集落）が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合又は事業計

画に定める実施期間終了年度が平成 29 年度であって、平成 30 年度を始期とする新たな事業計画の認定を受ける対象組織において新たに小規模集落が保全管理する区域内の農用地を対象農用地とする場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

ただし、1 小規模集落当たりの交付額は、20 万円（うち国の助成 10 万円）／年を上限とし、1 対象組織当たりの交付額は、40 万円（うち国の助成 20 万円）／年を上限とする。

また、事業計画に定める実施期間中に対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る加算単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

| 適用 | 地目 | 農地維持支払交付金の 10 アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|------|----|---------------------------|-----------|
| 加算単価 | 田 | 1,000 円 | 500 円 |
| | 畑 | 600 円 | 300 円 |
| | 草地 | 80 円 | 40 円 |

④ 交付単価の変更

市町村長は、地域の実情に応じて②の表に掲げる交付単価に 0.5 を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価を超えない範囲内で奈良県知事と協議の上、農地維持支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国および県の助成による農地維持支払交付金の交付単価は、当該設定した交付単価に国は 0.5 を乗じて得た金額とし、県は 0.25 を乗じて得た金額とする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

① 農業振興地域の農用地区域内の農用地

② ①以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地

ア. 生産緑地法に基づく生産緑地

イ. 県および市町村との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地

ウ. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農業振興地域内の農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認める農用地

(4) その他必要な事項

なし

3. 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

要領別記 1 - 2 の活動指針を基礎として、本県特有の資源である「ため池」をはじめとする多様な水源施設の適切な保全管理を促進するため、ため池の安全施設の適正管理、水質保全のための池干しなど、地域の実態を踏まえた取組を追加する。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

施設の軽微な補修については、活動計画書に位置付けた農用地、施設について毎年度実施する。ただし、実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

イ. 農村環境保全活動

農村環境保全活動について、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

多面的機能の増進を図る活動については、任意の取組とし、以下のとおりとする。

(ア) 取組内容を定めた上で毎年度実施する。

(イ) 広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

| | |
|-------|--|
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 構成項目 | 機能診断・計画策定 |
| 対象施設等 | 農用地 |
| 活動区分 | 機能診断 |
| 活動項目 | 24 農用地の機能診断 |
| 活動内容 | <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、 <u>雨水排水促進のための溝きり</u> 等の状況確認を行うこと。 |
| 活動要件 | — |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 構成項目 | 実践活動 |
| 対象施設等 | 農用地 |
| 活動区分 | 農用地 |
| 活動項目 | 30 農用地の軽微な補修等 |
| 活動内容 | <input type="checkbox"/> <u>雨水排水促進のための溝きり</u> ・水田からの雨水の排水を促進するため、溝きりを行い、表面排水を促進し、法面等の侵食を抑制することを行うこと。 |
| 活動要件 | — |
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 構成項目 | 機能診断・計画策定 |
| 対象施設等 | ため池（管理道路含む） |
| 活動区分 | 機能診断 |
| 活動項目 | 27 ため池の機能診断 |
| 活動内容 | <input type="checkbox"/> 施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、 <u>安全施設の状況</u> 、破損箇所 ^{の把握等} ）を行うこと。 |
| 活動要件 | — |
| 区 分 | 活動内容の追加 |

| | |
|-------|---|
| 構成項目 | 実践活動 |
| 対象施設等 | ため池（管理道路含む） |
| 活動区分 | ため池 |
| 活動項目 | 33 ため池の軽微な補修等 |
| 活動内容 | <input type="checkbox"/> 安全施設の補修等 ・ため池の転落防護柵等の安全施設の補修や設置を行うこと。 |
| 活動要件 | — |

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

イ. 農村環境保全活動

| | |
|------|--|
| 区 分 | 活動内容の追加 |
| 活動区分 | 実践活動 |
| テーマ | 水質保全 |
| 活動項目 | 44 その他（水質保全） |
| 活動内容 | <input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理 ・水質保全のため、非かんがい期において営農に支障のない範囲で池干し（1ヵ月程度以上の水抜きによる泥土乾燥）を実施すること。 |
| 活動要件 | — |

(注) 区分には、「テーマの追加」、「テーマの削除」、「活動項目の追加」、「活動項目の削除」、「活動内容の変更（追加又は削除等）」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」等については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

| | |
|------|---|
| 区 分 | — |
| 活動区分 | — |
| 活動項目 | — |
| 活動内容 | — |
| 活動要件 | — |

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

奈良県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

奈良県の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価については、次に掲げる表に定めるとおりとする。ただし、市町村から認定を受けた事業計画又は市町村と締結した協定において協定の対象となる資源として位置付けて農地・水保全管理支払交付金の共同活動又は資源向上活動（共同活動）を5年間以上実施した農用地及び資源向上活動（長寿

命化)の対象農用地については、次に掲げる表に定める単価のそれぞれに0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

② 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動(以下「資源向上活動(共同)」という。))の交付単価

| 適用 | 地目 | 資源向上活動(共同)の10アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|-----------|----|--------------------------|-----------|
| 基本単価 | 田 | 2,400円 | 1,200円 |
| | 畑 | 1,440円 | 720円 |
| | 草地 | 240円 | 120円 |
| 継続地区の交付単価 | 田 | 1,800円 | 900円 |
| | 畑 | 1,080円 | 540円 |
| | 草地 | 180円 | 90円 |

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、上記交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

③ 加算単価

ア. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が、事業計画に定める活動期間中に、農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が、事業計画に定める活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から2活動項目以上選択して取り組む場合に、当該活動期間中に限り加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

| 適用 | 地目 | 資源向上活動(共同)の10アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|------|----|--------------------------|-----------|
| 加算単価 | 田 | 400円 | 200円 |
| | 畑 | 240円 | 120円 |
| | 草地 | 40円 | 20円 |

イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

アの支援を受ける対象組織であって、次のa又はbのいずれかに該当する活動を行う場合に、当該活動期間中に限りアの表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

- a 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合
- b 農業者以外の者が構成員のうち4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する個人及び団体の構成員の合計のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に行う場合

| 適用 | 地目 | 資源向上活動(共同)の10アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|------|----|--------------------------|-----------|
| 加算単価 | 田 | 400円 | 200円 |
| | 畑 | 240円 | 120円 |

| | | | |
|--|----|------|------|
| | 草地 | 40 円 | 20 円 |
|--|----|------|------|

ウ. 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

事業計画に定める活動期間中に、次の a 又は b のいずれかに該当する活動を行う場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表に定めるとおりとする。

- a 資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）
- b 広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（加算対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体とする）

| 適用 | 地目 | 資源向上活動（共同）の 10 アール当たりの交付単価 | 左記のうち国の助成 |
|------|----|----------------------------|-----------|
| 加算単価 | 田 | 400 円 | 200 円 |

④ 交付単価の変更

市町村長は、地域の実情に応じて②の表に掲げる交付単価に 0.5 を乗じた額以上であり、かつ、当該交付単価（①に該当する農用地に係るものにあつては、当該交付単価に 0.75 を乗じて得た額）を超えない範囲内で奈良県知事と協議の上、資源向上支払交付金の交付単価を設定することができる。この場合において、当該設定した交付単価に係る国および県の助成による資源向上支払交付金の交付単価は、当該設定した交付単価に国は 0.5 を乗じて得た金額とし、県は 0.25 を乗じて得た金額とする。

なお、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、当該支払の交付単価に 5 / 6 を乗じた額を交付単価とする。

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

① 農業振興地域の農用地区域内の農用地

② ①以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地

ア. 生産緑地法に基づく生産緑地

イ. 県および市町村との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地

ウ. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農業振興地域内の農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認める農用地

(4) その他必要な事項

なし

4. 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

対象組織が管理する活動計画に位置つけた水路、農道、ため池等を対象施設とし、これら施

設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では、農地に係る施設として排水施設についても、地域の合意により、対象施設とし、暗渠排水の補修、更新等を対象活動とする。なお、農地に係る施設・活動については、対象組織（集落）が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で対象活動とすることができることとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

要領別記1-3の第3の2の工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合の要件は次のとおりとし、市町村は県と協議し、同意を得た上で長寿命化整備計画の認定を行うものとする。

a 対象施設・対象活動

対象とする施設及び活動は、①及び別紙3に定めるとおりとする。

b 内容について県知事と協議を求める場合の要件

市町村は、他事業による実施を検討した結果、次のいずれかに該当し、かつ、工事1件当たり五百万円未満である場合、県に対して協議を求めることができる。

- ・ 適用可能な他事業がなく、必要性が認められる場合
- ・ 適用可能な他事業があるが、必要性及び緊急性が認められ、予算規模等から5年以内の事業化が困難な場合

c 県が行う技術的指導の内容

県は、長寿命化整備計画の協議に際して、a及びbに定める要件の適否、工法選定、工事計画等について審査及び技術的指導を実施する。

また、計画変更に際しても必要に応じて審査及び技術的指導を実施する。

市町村は、長寿命化整備計画に基づいて適正な施工となっているか工事完了時に確認する。

d その他必要な事項

なし

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

| | |
|-------|--|
| 区 分 | 活動項目の追加 |
| 構成項目 | 実践活動 |
| 対象施設等 | 農地に係る施設 |
| 活動区分 | 農地に係る施設 |
| 活動項目 | 100 農地に係る施設の補修 |
| 活動内容 | □暗渠排水の補修 ・老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水の補修等の対策を行うこと。 |
| 活動要件 | — |
| 区 分 | 活動項目の追加 |
| 構成項目 | 実践活動 |
| 対象施設等 | 農地に係る施設 |
| 活動区分 | 農地に係る施設 |
| 活動項目 | 101 農地に係る施設の更新等 |
| 活動内容 | □暗渠排水の更新 |

| | |
|------|--------------------------------------|
| | ・老朽化等により機能に支障が生じている暗渠排水の更新等の対策を行うこと。 |
| 活動要件 | — |

(注) 区分には、「活動項目の追加」、「活動内容の追加」又は「活動要件の設定」のうち該当するものを記載すること。なお、「活動内容の追加」、「活動要件の設定」については、追加箇所等に下線を記載する。また、活動項目については、活動項目名に活動項目番号を100番（前項までに100番以降を付けた場合は次の番号）から順に付け加えること。

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

奈良県の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する地域活動指針及び同指針に定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

① 農業振興地域の農用地区域内の農用地

② ①以外の農用地のうち、多面的機能の発揮の観点から特に必要と認める農用地

ア. 生産緑地法に基づく生産緑地

イ. 県および市町村との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地

ウ. 多面的機能の発揮を図るための取組を、農業振興地域内の農用地区域内の農用地と一体的に取り組む必要があると認める農用地

(3) その他必要な事項

なし

5. 広域協定の規模

奈良県内においては、活動組織当たりの面積規模が小さく、また、経営体当たりの経営耕地面積についても、全国平均を下回ることから、広域協定の対象とする区域が100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができるものとする。

さらに、中山間地域及び集落当たりの経営耕地面積が都府県平均を下回る条件不利地域においては、50ha以上（又は広域協定に参加する集落が3集落以上）の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができるものとする。

6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、奈良県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、奈良県、市町村、農業者団体等から構成する奈良県多面的機能支払推進協議会を地域の推進組織に位置付けることとする。

(2) 関係団体の役割分担

① 奈良県

- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・奈良県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・市町村あるいは対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知するとともに、指導助言を行う。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。

② 市町村

- ・管内の対象組織が作成する事業計画を認定する。
- ・管内の広域活動組織の広域協定を認定する。
- ・対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知するとともに、指導助言を行う。
- ・毎年度、対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施を確認する。

③ 奈良県多面的機能支払推進協議会

- ・市町村あるいは対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、事業計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・対象組織の事務手続きの支援等を行う組織の特定非営利法人化に対して支援を行う。
- ・多面的機能支払交付金について、対象組織から市町村に提出された申請書等の審査補助を行う。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から奈良県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を奈良県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、奈良県から管内市町村に交付するものとする。

また、推進組織への推進交付金については、国から奈良県に交付を受けた額のうち、推進組織推進事業の実施に必要な経費を奈良県多面的機能支払交付金交付要綱に従い、奈良県から推進組織に交付するものとする。

(4) その他必要な事項

なし

7. その他

(1) 実績確認における基本方針の適用

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付金旧26要綱」という。）に基づき平成26年度に交付された交付金の実績確認等については、奈良県多面的機能支払の実施に関する基本方針（平成26年7月25日付け26近整第515号農政局同意。以下、「旧基本方針」）に基づき実施する。

(2) 実績報告における地域協議会の対応

「交付金旧26要綱」に基づき平成26年度に交付された交付金の実績報告等については、平成26年度まで事業実施主体として国から交付金の交付を受けていた地域協議会が行うものとする。

(3) 3の(1)の②のウの(イ)については、平成28年度までに多面的機能の増進を図る活動を含んだ事業計画の認定を受けた対象組織について、当該事業計画に定める実施期間中はこれを適用しないものとする。

【参考添付資料】

(参考1) 関係団体の役割分担表

(参考2) 実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

| 事業内容 | 実施主体 | | | 備考 |
|----------------------|------|-------|------|----|
| | 奈良県 | 関係市町村 | 推進組織 | |
| 多面的機能支払交付金 | ○ | ○ | | |
| 多面的機能支払推進交付金 | | | | |
| 1. 法基本方針の策定 | ○ | | | |
| 2. 促進計画の策定 | | ○ | | |
| 3. 第三者機関の設置、運営 | ○ | | | |
| 4. 要綱基本方針の策定 | ○ | | | |
| 5. (1) 事業計画の指導、審査 | | ○ | ○ | |
| (2) 事業計画の認定 | | ○ | | |
| 6. (1) 広域協定の指導、審査 | | ○ | ○ | |
| (2) 広域協定の認定 | | ○ | | |
| 7. (1) 実施状況確認 | | ○ | ○ | |
| (2) 実施状況報告 | | ○ | | |
| 8. 推進・指導 | | | | |
| (1) 活動組織等への説明会 | ○ | ○ | ○ | |
| (2) 活動に関する指導、助言 | ○ | ○ | ○ | |
| (3) 推進に関する手引きの作成 | ○ | | ○ | |
| (4) 活動組織を支援する組織への支援 | ○ | | | |
| 9. (1) 審査、通知 | ○ | ○ | ○ | |
| (2) 交付 | ○ | ○ | | |
| 10. その他推進事業の実施に必要な事項 | | | | |

(注) 「その他推進事業の実施に必要な事項」には具体的な内容を記載する。

実施体制図

